

美浦村国民健康保険税条例 について

岡沢 清 議員

質問 国民健康保険税の世帯別平等割・被保険者割・被保険者均等割、いわゆる応益割の部分では所得や資産に係らず、一律に課税額が決められているもので、所得が低い世帯にとっては税負担の大きい制度といえます。

負担の大きい低所得者や生活困窮者などの被保険者への負担軽減策として、各市区町村が条例などで対象割合と減免割合を決める申請減免の制度があります。美浦村国民健康保険税条例に定められていますが、対象者の判断基準と減免割合が明確でなく、被保険者にとってみれば、自分が対象者になるのかわからず、申請がしづらいので、対象者の判断基準や減免割合を明確にし、住民に周知すべきと考えます。

次に、医療費の一部負担金（原則3割負担）について、窓口での3割負担が低所得者や生活困窮者にとって大きな負担となっており、医療費が払えないため、体調を崩してもすぐには医者にかかることができず、さらに病状を悪くしてしまふといった報告が実際にあります。村の条例で、一部負担金の減免と徴収猶予の制度が定められているが、申請減免と同様に、対象者の判断基準と減免割合を明確にし、住民に周知すべきと考えます。執行部の見解をお伺いします。

答弁（保健福祉部長） 国民健康保険税の減免の所得基準については、生活保護基準以下の収入世帯を基本とし、災害等特別事情を含

め個別的、総合的に減免の可否を判断します。減免割合については、その世帯の実収入が生活保護法による基準生活費の1・0倍以下のときは全額免除、1・0倍から1・1倍以下のときは半額免除、1・1倍から1・2倍以下で6か月以内の支払いが確定であるときは、徴収猶予とします。ただし、災害などにより居住用財産に損害があったときは、保険金等で補てんされた金額を除いた金額が3割以上5割未満であるときは、その世帯の実収入が生活保護法による基準生活費の1・3倍以下かつ1・3倍から1・4倍以下のときは半額免除、1・4倍から1・5倍以下で6か月以内の支払いが確定であるときは、徴収猶予とします。

次に医療機関への一部負担金の減免について、災害等により資産に重大な損害を受けたときの損害額の判断基準としては、自己の居住用建物の3割以上の損壊

を目安としており、収入が減少したときの収入基準としては、入院患者がいる世帯で生活保護基準以下の収入かつ預貯金が生活保護の3か月分以下、これらのいずれにも該当する世帯を減免の対象としています。

答弁（村長） 毎年、各国保の関係者のところに、封書の中に減免の部分は入れて送付しているということですが、国保の皆さんがそれを見てもどこまでが減免申請しなければいけない部分など細部までは、なかなか周知できなかったと思います。周知することは行政の義務だと思えます。これから要綱も含めて早め立ち上げて、実施できるようにしたいと思います。

